

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることなどにより、徹底した行財政改革に努力しているにもかかわらずなお巨額の財源不足が生じている。

国は、平成 26 年度予算編成に当たり、地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、都市自治体は、住民の最も身近なところで福祉、医療、介護、教育、消防、清掃など住民生活に直結した広範な行政サービスを担っており、都市の財政需要は、今後とも増加し続けるものと見込まれ、とりわけ、住民の安全・安心な生活を守るため、老朽化した道路・橋梁、学校施設等の改修など喫緊の課題も抱えており、それらに対応するための財源及び人的体制は、必ず確保されなくてはならない。

また、消費税率（国・地方）の引上げに伴う新たな経済対策の実施に当たっては、地方の協力が不可欠であり、極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方の負担について適切な財政措置を講じることが必要である。

よって、国は、都市自治体の行政の現場の実態を踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現が図られるよう強く要請する。

記

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

(3) 自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じる

ことのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

- (4) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (6) 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

2. 地方交付税の総額確保等

- (1) 都市自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

- (3) 「頑張る地方の支援」の算定については、行革努力と地域活性化の成果の二つの観点から適切な指標を設定するとされているが、地方の固有財源である地方交付税の本来の機能を低下させることがないよう配慮すること。

3. 消費税率の引上げに伴う簡素な給付措置の実施

- (1) 簡素な給付措置の実施に当たっては、都市自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国の責任において、具体的な実施方法やスケジュール等を早期に示すこと。
- (2) 制度設計については、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、給付に係る経費については、超過負担が生じることのないよう、事務費を含めて、国において確実に負担すること。
- (3) 住民に正しい情報が伝わるよう、国の責任において、様々な機会及び媒体を通じた情報提供を行い、周知徹底を図ること。

以上決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会